

「食品、添加物等の規格基準（食品中の農薬等（ジベレリン等7品目）の残留基準設定）及び食品衛生法第十一条第三項の規定により人の健康を損なうおそれのないことが明らかであるものとして厚生労働大臣が定める物質（カプリン酸グリセリル等2品目）の一部を改正する件（案）」について（概要）

1. 改正の趣旨

食品衛生法（昭和22年法律第233号）第11条第1項の規定に基づき、食品、添加物等の規格基準（昭和34年厚生省告示第370号。以下「規格基準告示」という。）において基準又は規格が定められた食品又は添加物については、同条第2項の規定により、その基準又は規格に合わなければ販売等を行ってはならないこととされている。また、食品衛生法第11条第3項の規定により人の健康を損なうおそれのないことが明らかであるものとして厚生労働大臣が定める物質（平成17年厚生労働省告示第498号。以下「対象外物質告示」という。）には、平成30年6月現在、70物質が指定されている。

今般、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会（平成30年3月23日）の意見を踏まえ、食品に残留する農薬等の成分であるジベレリン等の残留基準について規格基準告示の改正、カプリン酸グリセリル等の指定について対象外物質告示の改正をそれぞれ行うもの。

2. 改正の内容

① 規格基準告示の改正

食品中の以下の品目の残留基準を設定する（基準値案は別紙参照）。

- | | |
|-----------------------|----------------|
| (1)農薬ジベレリン | (2)農薬ジメテナミド |
| (3)農薬及び動物用医薬品テフルベンズロン | (4)農薬フルキサピロキサド |
| (5)農薬フルキサメタミド | (6)農薬ヘプタクロル |
| (7)動物用医薬品モネパンテル | |

② 対象外物質告示の改正

食品中の以下の品目を人の健康を損なうおそれのないことが明らかである物質として指定を行う。

- | | |
|---------------|---------------------|
| (1)カプリン酸グリセリル | (2)グリセリルクエン酸脂肪酸エステル |
|---------------|---------------------|

3. 根拠法令

食品衛生法第11条第1項及び第3項

4. 告示日等

告示日：平成30年9月頃（予定）

適用日：告示日（予定）

ただし、規制の強化に当たる部分については、告示の日から6月以内に限り、なお従前の例によることとする。